

てはお集りいただきましてありがとうございます。今回の会議では、議題が3つあります。特に1つ目の重大事態調査の在り方につきましては、前回、ご意見をいただいた後、尾張部 23 市による都市教育長会において本市より議題を提案し、各市より回答をいただきました。回答を見ますと、判断に迷う中でもとにかく丁寧かつ親身になって、誠実に答える、対応するということが一番大事であると感じました。その他の議題についても提案させていただきますので、忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員長の選任

事務局: 次に委員長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第15条第1項の規定によりまして、委員長は委員の互選によることとされていますが、委員長には、前回にも委員長をお務めいただきました名古屋経済大学特任教授である倉地 要委員を事務局案としてご提案させていただきたいと思います。ご異議がなければ拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは、倉地委員には、委員長席に移動をお願いします。ここで倉地委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。

委員長: 皆様のご承認をいただきましたので、適任かどうかは分かりませんが務めさせていただきます。今週、大学では教員免許の講習会を開催しておりまして、その中の学校における危機管理がテーマの講習会で講師を務めました。学校における事件・事故はいろいろあり、いじめもその中のひとつです。不安の中で講師を務めさせていただきましたが、受講された先生方の何らかの助けになったのであればと思っています。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

5 議題

委員長: それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。議題に入ります前に、本委員会の運営について確認しておきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局: 本市の委員会は原則公開としております。個人情報扱う場合は非公開とすることができるとされておりますが、本日、非公開とする事案はありません。議事録については、署名人を置かず要点整理で行い、作成できた段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員長: 事務局より説明がありましたが、このことについて何かございますか。

それでは、議題(1)重大事態調査の在り方について、事務局より説明をお願いします。

事務局：前回の専門委員会において、重大事態調査で行うアンケート調査の様式について、アンケート調査の際に保護者の承諾書の提出が必要かどうか、必要性についてご協議いただきました。資料2は、先日、尾張部都市教育長会議において本市から議題を提案し、各市から寄せられた回答をまとめたものです。議題は、「適切な調査の過程において、アンケート調査の協力が得られた児童生徒のみの意見等でまとめた調査結果が果たして責任ある調査結果といえるのかどうか」という論点のもと、「児童生徒への調査に対する保護者の関わり方について」といたしました。各市から様々な回答をいただきましたが、承諾書の必要性については、必要だと考えるのが7市、内容によって臨機応変な対応が必要だと考えるという回答が5市、事前説明がきちんとされていればとくに承諾書は必要ないと考えるのが7市、残り3市は対応が未定であるという結果でした。各市、考えにばらつきがある状況です。回答結果をご覧ください、本市の承諾書の取り扱いについて、ご意見をお聞かせいただければと思います。

江口委員：各市の回答を見ると保護者の承諾書について、大原則は必要だと思います。ケースごとに臨機応変ということになると、どのケースも臨機応変になると思います。それよりは、原則としては保護者の承諾を得るということを謳い、その上で、被害者の保護者の方からそういうことはして欲しくない、そっとしておいて欲しいということがあれば、そこは例外の状況として臨機応変に考える。そういう原則論を持ったらどうかと考えました。

山本委員：承諾書という形も大事ですが、保護者に十分に説明して理解を得られるということが大前提かと思います。承諾書という文書形式にするかどうかについては、臨機応変に対応してはどうかと思います。保護者の立場としては、「協力しません」とは言いにくいのではないのでしょうか。やはり学校に対して、余程の理由が無ければ「協力しません」という意思を示すのは、逆にプレッシャーになってしまうこともあるかと思いますので、全体的な承諾を得る部分については、承諾書は取らなくてもいいと思います。ただし、その後、聴取調査を行うといった段階になった場合は必要だと思います。そういう意味でも承諾書は、「調査が進んだ際には、聞取調査を行う場合がある」という内容であらかじめ作成しておいた方が良くと思います。基本は承諾書を取るということにしておき、被害を受けた方の意思によってあとは判断するといったことでどうか考えます。

市橋委員：承諾書に関しては、取った方が良くはないかと思います。聞取調査やアンケート調査を進めていく中で、調査に協力して貰ってもいいのではないかと考えてしまうと思うのですが、保護者にはいろんな方がおられて、元から学校とうまくいってない保護者もいると思います。被害感情とか、後から、「こんなつもりじゃなかったのに」と言われ、その都度、調査に支障をきたす等のリスクを考えると承諾書という形はあった方が良くと思います。また、保護者からすれば、子どもがどんな調査をするのかというのはやはり

前もって説明してほしいと思います。例えば、いきなり呼び出されることがあるのかとかどうか、話した内容がどういった範囲に伝わるのか等、ある程度、文書等で説明をしておく、「それは聞きましたよ、そういう形だったら、それに了承します」という形式であればサインしたり、承諾したりしやすいのではないかと思います。承諾書を取らずに、イエスにマルを付けない人に対して無理に調査をしてしまった場合、トラブルも予想されますので、承諾書は取った方が良いのではないかと思います。

森委員：江口委員がおっしゃられたことですが、原則、承諾書を取ることにしておくけれど取ることができない場合もあります。原則として承諾書があるという形をとりながらも承諾を得られなかった人には、承諾のないまま調査を行っても良いということでしょうか。

江口委員：原則論と実際に実行するときの弾力的運用と言うのでしょうか、保護者の方でそうした調査をしたくないとか、子どもに負担をかけたくないからそれはしませんと言われたら、承諾書は取れないと思います。

森委員：承諾書を取る手続きをしたけれども、承諾を得られない人からは調査をせず、調査をする人からは、承諾書が必要ということでしょうか。

江口委員：調査するかしないかの前提はありますが、一律、またはケースごとといったふう決めてしまうと、それも却って曖昧になる気がします。

森委員：各市のご意見にも、調査が誰を対象として、どういったことを聞くかということ自体、ケースごとになるのではないかとありましたが、文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」にあるような、一律な内容では答えにならないと感じます。そういった意味では、児童生徒に何を聞くかは、ケースごとになり、その内容も、「いじめを見たことがありますか」といった内容であれば教室で全員に聞くレベルかも知れませんが、保護者から承諾を得る必要はないと判断するかも知れませんが、児童生徒に特定の子どもの名前を書かせる等、もっと踏み込んだことになれば、やはり親が子どもフォローしてあげるべきということになるかと思えます。アンケート調査といっても誰を対象として何を聞くかによって、子どもがその調査にどう対応したらいいか、難しさというか、状況が変わってくるのではないのでしょうか。そういった意味では一律に決められず、また一律に必要なとか必要ないとしてしまうことは少し乱暴な感じがします。他市には、弁護士に相談して必要ないと判断しているものもありましたが、どういう場合のことを聞かれたのかが大切で、一律にすべからず承諾書はいらないという回答ではないと思います。何をどう聞くかということとセットで承諾書の有無の判断をすることが必要ではないのでしょうか。そうすると、やはり事案が起きてみないと決められないことが多く、あらかじめ詳細に決めておくというのは難しいと思います。

文部科学省の承諾書の記載例にある、「主旨を理解して調査に協力します、協力できません」で、協力できませんといった方に印をつけるというのは、うちの子どもは関与していますと言っていることに近いので、この聞き方だと協力しますと答えるしかないのかなと思いますが、それでいいののかも問題です。調査を進めたいという立場からすると、協力できる形になるべく誘導するという必要かもしれませんが、果たしてそれでいいのかといった別の問題もあります。本当に悩ましい話だと思います。

委員長：調査に際して十分な説明をしていくというのは、まず基本的なことです。ケースごとという意見がありますが、アンケート調査の対象や内容等を十分に説明した上でその内容に応じて承諾書を得るか取らないか、我々が議論する中で決めていくというルールを決めておくということでしょうか。

実際、学校では、事件・事故に対してのマニュアルをどの学校も作っています。しかし、実際はその通りには動けない。以前の勤務校では、大きな地震があった時は、運動場に避難することとなっていました。校舎のコンクリート製の廊下は、大きな地震が来たらクラックが入って通れなくなることが予想されていたため、職員と話し合っ、その場でそれぞれが判断して動くという結論としました。承諾書についてもそのような判断が必要だと感じます。事案をよく精査して、その内容によって承諾を得るか得ないかは判断するというのを教育委員会として決めておいてはいかがでしょうか。

教育長：事案が幅広く想定されますので、こういった状況だと取らない方がいいのではないかと、反対にこういった場合には取っておきたいということもあるかと思えます。事案が起きた時は、早急な対応が必要とされるのは確かですが、委員の皆さんにお集まりいただき、その都度、判断を示していくのがベストではないかと思いました。

森委員：実際に事案が生じた時にはもっと具体的に考えられるのではないかと思います。

委員長：続いて議題（２）重大事態対応フロー図について、事務局より説明をお願いします。

事務局：前回、いただいたご意見を元にフロー図を細分化したものです。特に③の遺族へのかかわりの部分は、初期の段階と調査が進む段階では、取組が違ってきますので明記しました。また、いち早く着手する必要がある心のケアについては項目を分けて記載しました。

委員長：事務局の説明に対し、ご質問等がありますか。

森委員：児童生徒が自殺した場合の全てを重大事案として認識するわけではないと思いますが、この図は、自殺の原因がいじめであったと分かっている動きを想定したものでし

ようか。

事務局：遺書等を残しており、原因がいじめであったと分かったときは、このフロー図のような動きになります。基本的に左側の図は学校、教育委員会が着手することになり、詳細調査への移行が必要となれば、専門委員会に集まっていただいて調査していくことになります。遺書が残されていたり遺族との最初の関わりの際に、いじめが原因ではないかと訴えられたりするようなことがあれば、重大事態と受けとめる必要が出てくると思います。

委員長：当日とは重大事態と教育委員会が認識した当日ということですね。

森委員：明確な遺書のようなものを残してあった場合は、このフロー図が当てはまると思いますが、そうでないケースは有りうると思います。

事務局：自殺かどうかについては、学校等が推測で判断せず、警察で必ず事実確認を行い、自殺であったとなれば重大事態と捉える必要があると思います。

森委員：自殺であると警察等から報告を受けたらそれが、このフロー図の当日になるということですね。

事務局：事態が生じた際、様々なことに着手しなければいけませんので、こうしたフロー図を用意しておき、実行すべきものをリストアップしておきたいと思います。

森委員：実際にはこういうふうにはいかないかもしれないけど、流れとして確認することをあらかじめ用意しておくということですね。

江口委員：自殺といじめが関わっていることが明らかになるにはタイムラグがあると思います。そのタイムラグの間にいろんなことが起きていき、何がどういう形で何に結び付くかというプロセスがあると思います。しかし、市としては、内々に調査を進めながらも、保護者から訴えがある等の段階で動いていくしかないような気がします。

委員長：全体の心構えとしてのフロー図として捉えていきたいと思います。

委員長：続いて議題（3）情報の公表等についての基準について、事務局より説明をお願いします。

事務局：これまでの委員会でもいただきました意見をまとめたものになります。基準は基準で

すので、その場その場の判断が必要なものも出てくるかもしれませんが、先ほどのフロー図をご覧くださいもお分かりのように、調査にあたる教育委員会、調査委員会共に調査過程の手順の失念を防ぐために、今後もやはり事前に準備できるものは準備していきたいと考えています。前回、アンケート様式の案をご覧くださいましたが、聴取や記録の様式、情報整理の様式等を他の先進事例も参考にしながら作成し、次回の委員会で皆様にご協議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長：他にはございませんか。本日は議題についてたくさんの意見をいただきました。これで本日の議事としては終了しました。次の「その他」については事務局に進行を戻しますのでよろしくお願ひします。

事務局：皆さま、それぞれのお立場で様々なご意見ありがとうございました。いじめ問題に関しては一律では決めきれないと思います。今、検討していただいているものも全てこのように行うというマニュアルではなく、基本的な基準として作っておき、重大事態があったときにはそれに基づきながらも、ケースケースに応じて対応を検討するということになるかと思ひます。以上で、本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。